

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市市税条例及び法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	9
○ 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	2 0
○ 北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	2 2
○ 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	2 3
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	2 5
○ 北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	2 9
○ 北九州市空家等の適切な管理等に関する条例【建築都市局指導部空き家対策推進室】	3 0
○ 北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例【病院局経営課】	3 3
○ 北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例【行政委員会事務局選挙課】	3 5
◇ 規 則	
○ 北九州市市税条例施行規則及び北九州市環境未来税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】	3 6
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】	5 6
○ 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	5 7

◇ 公 告

- モーターボート競走法に係る事務の委託【産業経済局事業部競艇事務所】 58

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】 59

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例及び法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。
主な改正内容は、次のとおりです。

1 北九州市市税条例の一部改正

(1) 個人市民税

特定一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例を設けることにしました。

(2) 法人市民税

法人市民税の法人税割の税率を引き下げることにしました。

(3) 固定資産税

津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置について、適用すべき特例率を定めることにしました。

(4) 延滞金

個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間等の見直しを行うことにしました。

2 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正

1 (2) の改正に伴い、法人市民税の法人税割の超過税率の引下げ等を行うことにしました。

この条例は、1 (1) については平成30年1月1日から、1 (2) 及び2については平成29年4月1日から、1 (3) については平成28年6月22日から、1 (4) については平成29年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

国家戦略特別区域法に基づく特定事業を実施するユニット型指定介護老人福祉施設等について、設備の基準の特例を設けることにしました。

この条例は、平成28年6月22日から施行することにしました。

◇北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

- 1 小規模の簡易宿所営業の施設において、一定の要件を満たす場合には、玄関帳場の設置義務を課さないことにしました。
- 2 小規模の簡易宿所営業の施設における客室の定員について、客室の定員の合計は、客室の延床面積3.3平方メートルにつき1人として算定した数を超えないこととしました。

この条例は、平成28年6月22日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育所等の設備の基準のうち、避難用の屋内階段に係る基準を変更することにしました。

この条例は、平成28年6月22日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理者制度の適用対象に、有料施設以外の都市公園を加えることにしました。
- 2 浅生球場の廃止に伴い、同球場の使用料に係る規定を削除することにしました。
- 3 都島球場の新設に伴い、同球場の使用料を定めることにしました。
- 4 門司陸上競技場の廃止に伴い、同競技場の使用料に係る規定を削除することにしました。
- 5 勝山公園駐車施設の使用料を利用料金制とし、その上限額を定めることにしました。

この条例のうち、1については平成28年6月22日から、2及び3については同年9月1日から、4については同年7月1日から、5については規則で定める日から、それぞれ施行することにしました。

◇北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、平成28年6月23日から施行することにしました。

◇北九州市空家等の適切な管理に関する条例

空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が快適に暮らすことができる安全で安心な生活環境の整備に寄与するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 空家等の所有者等及び市の責務並びに市民等の協力について定めることにしました。
- 2 市長は、空家等の状況に応じて、緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置を講ずることができようになりました。
- 3 特定空家等に対する勧告に係る標識の設置について定めることにしました。
- 4 市長の付属機関として、特定空家等の所有者等に対する措置の実施について調査審議する北九州市特定空家等対策審査会を設置することにしました。

この条例は、1及び2については平成28年6月22日から、3及び4については同年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

健康保険法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。
主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 医療センターにおける非紹介患者初診加算料について、次のとおり引き上げることにしました。

改正前	改正後
1,500円以下の範囲内で別に管理者が定める額	医師による初診の場合 5,000円 歯科医師による初診の場合 3,000円

- 2 医療センターにおける再診患者加算料を新たに設け、その額は、医師による再診の場合は2,500円、歯科医師による再診の場合は1,500円とすることにしました。

この条例は、平成28年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の費用の公費負担の限度額を引き上げることにしました。

この条例は、平成28年6月22日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例施行規則及び北九州市環境未来税条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、北九州市市税条例施行規則及び北九州市環境未来税条例施行規則の一部を次のとおり改めることにしました。

1 北九州市市税条例施行規則関係

(1) 納税管理人（変更・解除）申告（申請）書ほか10様式に個人番号又は法人番号の記載欄を設けることにしました。

(2) 相続人代表者指定（変更）届及び給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に個人番号又は法人番号の記載欄を設けることにしました。

2 北九州市環境未来税条例施行規則関係

環境未来税申告書ほか3様式に個人番号又は法人番号の記載欄を設けることにしました。

この規則は、1（1）及び2については平成28年6月22日から、1（2）については平成29年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

指定管理者制度を適用することができる対象施設の拡大に伴い、関係規定を整備することにしました。

この規則は、平成28年6月22日から施行することにしました。

◇北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

藤原通孝副市長の退任及び松元照仁副市長の選任等に伴い、次のとおり副市長の事務分担及び市長の職務を代理する順序を改めることにしました。

(1) 副市長の事務分担は、次のとおりです。

ア 梅本和秀副市長

企画調整局、総務局、市民文化スポーツ局、環境局及び産業経済局に属する事務

イ 松元照仁副市長

(ア) 会計室、危機管理室、秘書室、広報室、財政局、保健福祉局、子ども家庭局、消防局、交通局及び病院局に属する事務

(イ) 地方自治法第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

ウ 今永 博副市長

(ア) 技術監理室、建設局、建築都市局、港湾空港局及び上下水道局に属する事務

(イ) 公共施設マネジメントに関する事務

(2) 市長の職務を代理する順序は、次のとおりです。

第一順位 梅本和秀副市長

第二順位 松元照仁副市長

第三順位 今永 博副市長

この規則は、平成28年6月23日から施行することにしました。

北九州市市税条例及び法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第30号

北九州市市税条例及び法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第22条中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第34条の見出し中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「規定によって」を「規定により」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「かかる」を「係る」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「その他の」を「その他不正の」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものとして令第48条の9の9第1項に規定する更正を含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものとして同条第2項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として同条第3項に規定する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(同条第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第31条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した

税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第39条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして令第48条の16の2第1項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として同条第2項に規定する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第40条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるも

のとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして令第48条の15の5第1項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として同条第2項に規定する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は同条第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第41条第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」及び「個人番号又は」を削る。

第49条第2項中「この条」の次に「及び付則第10条の3」を加え、「又は他の」を「、又は他の」に改め、同条第3項中「この条」の次に「及び付則第10条の3」を加え、「当該土地又は家屋に係る」を「、当該土地又は家屋に係る」に、「によって、」を「によって」に、「これ」を「これら」に改め、同条第5項中「においては」の次に「、当該土地又は家屋に対し

て課する第3年度の固定資産税の課税標準は」を加える。

第52条第1項第1号中「及び個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第106条の10の3第2項第1号中「個人番号又は」を削る。

付則第6条の2の次に次の1条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。）の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の5第2項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

付則第9条の2中第11項を第15項とし、第10項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

付則第9条の2中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第9条の2中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第10条の2の次に次の2条を加える。

(平成29年度以降の勧告遊休農地の価格の特例)

第10条の3 平成29年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日（平成29年度にあつては、当該年度に係る賦課期日以前）において、新たに勧告遊休農地（農地のうち農地法第36条第1項の規定による勧告があつたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）となり、又は勧告遊休農地であつた土地が勧告遊休農地以外の農地となる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第49条第2項又は第3項に規定する特別の事情があるものとみなす。この場合における同条第2項から第6項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2項	地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める	付則第10条の3第1項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に対して	勧告遊休農地（同項に規定する勧告遊休農地をいう。以下この条において同じ。）に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	勧告遊休農地について農地法第36条第1項の規定による勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を法第388条第1

		項に規定する固定資産評価基準（勧告遊休農地に係る部分に限る。以下この条において「勧告遊休農地固定資産評価基準」という。）により修正した価格（当該土地が勧告遊休農地以外の農地となった土地である場合には、当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格）で土地課税台帳等
第3項	地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める	付則第10条の3第1項に規定する事情がある
	、当該土地又は家屋に対して	、勧告遊休農地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	勧告遊休農地について農地法第36条第1項の規定による勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した価格（当該土地が勧告遊休農地以外の農地となった土地である場合には、当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる

		価格に比準する価格) で土地課税台帳等
第4項	に対して	について第2年度の固定資産税の賦課期日において付則第10条の3第1項に規定する事情がある場合においては、勧告遊休農地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	勧告遊休農地について農地法第36条第1項の規定による勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第5項	地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める	付則第10条の3第1項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に対して	勧告遊休農地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	勧告遊休農地について農地法第36条第1項の規定による勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した価格(当該土地が勧告遊休農地以外の農地となった土地で

		ある場合には、当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格) で土地課税台帳等
第 6 項	に対して	について第 3 年度の固定資産税の賦課期日において付則第 10 条の 3 第 1 項に規定する事情がある場合においては、勧告遊休農地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	勧告遊休農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等

2 平成 29 年度以降の第 2 年度又は第 3 年度に係る賦課期日において、勧告遊休農地である田若しくは畑が勧告遊休農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として令第 13 条の 2 で掲げる事情を含む。）又は勧告遊休農地に係る他の市町村の区域の全部若しくは一部の編入の事情がある土地については、これらの事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第 49 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 項	地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した	付則第 10 条の 3 第 2 項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に対して	勧告遊休農地（同条第 1 項に規定する勧告遊休農地をいう。以下この条において同じ。）に対して

	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	勧告遊休農地について農地法第36条第1項の規定による勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を法第388条第1項に規定する固定資産評価基準（勧告遊休農地に係る部分に限る。以下この条において「勧告遊休農地固定資産評価基準」という。）により修正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第3項	地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した	付則第10条の3第2項に規定する事情がある
	、当該土地又は家屋に対して	、勧告遊休農地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	勧告遊休農地について農地法第36条第1項の規定による勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第5項	地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した	付則第10条の3第2項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に対して	勧告遊休農地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に	第36条第1項の規定による

比準する	勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した
土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等

第10条の4 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、付則第13条及び第19条の規定は、適用しない。

付則第15条の2第17号及び第18号中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

付則第15条の5第1項及び第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正)

第2条 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例(昭和51年北九州市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の11.9」を「100分の8.2」に改める。

第4条第1項中「11.9分の2.2」を「8.2分の2.2」に改める

。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北九州市市税条例(以下この条並びに次条第1項及び第2項において「市税条例」という。)第34条、第39条及び第40条の改正規定並びに次条第1項及び第5項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中市税条例第22条の改正規定及び第2条並びに次条第4項の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中市税条例付則第6条の2の次に1条を加える改正規定及び次条第3項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第34条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第41条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出す

る同項に規定する申請書又は申告書について適用し、同日前に提出した第1条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第41条第2項に規定する申請書又は申告書については、なお従前の例による。

3 新条例付則第6条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第22条の規定並びに第2条の規定による改正後の法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例第3条及び第4条の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第39条第5項及び第40条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第39条第3項又は第40条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第9条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に取得され、又は改良される地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第9条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される法附則第15条第33項第1号イ及びロに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第9条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される法附則第15条第33項第2号イ、ロ及びハに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第9条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第10条の3及び第10条の4の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第4条 新条例第106条の10の3第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書又は申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第106条の10の3第2項に規定する申請書又は申告書については、なお従前の例による。

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第31号

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「場所をいう」の次に「。付則第3項において同じ」を加え、「及び次条第1項」を「、次条第1項及び付則第3項」に、「次条に」を「次条及び付則第3項に」に改める。

付則に次の1項を加える。

(ユニット型特別養護老人ホーム等の設備に関する基準の特例)

3 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第8条第7項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた区域計画(同条第1項に規定する区域計画をいう。)に定められたユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業を実施するユニット型特別養護老人ホーム等においては、第11条の規定によりその基準によることとされる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第35条第4項第1号ロ(1)又は第61条第4項第1号ロ(1)の規定にかかわらず、隣接する2のユニットの共同生活室を一体的に利用できるものとする。この場合において、当該共同生活室は、隣接する2のユニットの入居者が交流し、及び共同生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。

(北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年北九州市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「場所をいう」の次に「。付則第5項において同じ」を

、「次条第1項」の次に「及び付則第5項」を加え、「次条に」を「次条及び付則第5項に」に改める。

付則第2項中「付則第7項」を「付則第8項」に改める。

付則第8項を付則第9項とする。

付則第7項中「付則第6項」を「付則第7項」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第6項を付則第7項とする。

付則第5項中「付則第7項」を「付則第8項」に改め、同項を付則第6項とし、付則第4項の次に次の1項を加える。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の設備に関する基準の特例)

5 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第8条第7項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた区域計画（同条第1項に規定する区域計画をいう。）に定められたユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業を実施するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）又はユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、第14条の規定によりその基準によることとされる同令第160条第1項第1号ロ（1）又は第20条の規定によりその基準によることとされる指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第40条第1項第1号ロ（1）の規定にかかわらず、隣接する2のユニットの共同生活室を一体的に利用できるものとする。この場合において、当該共同生活室は、隣接する2のユニットの入居者が交流し、及び共同生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第32号

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

北九州市旅館業法施行条例（平成15年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とし、かつ、客室の延床面積を33平方メートル未満とする施設であつて、次の要件を満たすものについては、この限りでない。

ア 玄関帳場に代わる機能を有する設備を有することその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故発生時その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第8条第9号イ中「1人」の次に「。ただし、客室の延床面積が33平方メートル未満の施設（省令第5条第1項第1号から第4号までに掲げる施設を除く。）にあつては、客室の定員の合計は、客室の延床面積3.3平方メートルにつき1人として算定した数を超えないこと。」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第33号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第46条第7号イの表の2階の避難用の項中「同条第3項各号」を「第3項各号」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する要件」に改め、同表の3階の常用の項中「同条第3項各号」を「第3項各号」に改め、同表の3階の避難用の項中「同条第3項各号」を「第3項各号」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する要件」に改め、同表の4階以上の常用の項中「同条第3項各号」を「第3項各号」に改め、同表の4階以上の避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表の4階以上の階の避難用の項及び第44条第7号イの表の4階以上の階の避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を

有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第34号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条中「、有料施設」を「、都市公園（市が設置する公園施設を含む。）」に、「有料施設等」を「都市公園等」に改める。

第36条の2から第36条の5までの規定中「有料施設等」を「都市公園等」に改める。

別表第1の3 有料施設の使用料の表の野球場の項中「浅生球場」を「都島球場」に改め、同表の陸上競技場の項中

「

	その他	コインロッカー	1回	円 100
門司陸上競技場	陸上競技	共用	1人1回（2時間以内）	円 30
			回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）
		専用	1回（4時間以内）	1,700
	陸上競技以外の競技	一般	1面1回（1時間以内）	円 720
高等学校の生徒以下の者		〃	540	

を

」

「

その他	コインロッカー	1回	円 100
-----	---------	----	----------

に

」

改め、同表のその他の項中

「

勝山公園 駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	150円以下の範囲内で規則で定める額。ただし、駐車を開始した時から連続して3時間を超えて駐車をしたときは、1,000円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車をいう。
三萩野公園 駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	

を

」

「

三萩野公園 駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。
---------------	-------	-------------------	--------------------	--------------------------------

に

」

改める。

別表第1の2中

「

水環境館	入館料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	
		1人1回	100円	50円	

を

」

「

水環境館	入館料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	
		1人1回	100円	50円	
勝山公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	150円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり1,000円	1 普通自動車とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。	

に

」

改める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表の野球場の項の改正規定は平成28年9月1日から、同表の陸上競技場の項の改正規定は同年7月1日から、同表のその他の項の改正規定及び別表第1の2の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 平成28年9月1日を初日とする期間において、改正後の別表第1の3 有料施設の使用料の表に規定する都島球場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合については、改正後の第36条の2の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の同表に規定する浅生球場

の指定管理者として指定されている団体を、その指定の残余期間に限り、指定管理者として指定するものとする。

北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第35号

北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例（平成19年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に、「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改める。

付 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第36号

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理及び活用（以下「空家等の適切な管理等」という。）について所有者等及び市の責務並びに市民等の協力について定めるとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理等に関し必要な事項を定めることにより、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が快適に暮らすことができる安全で安心な生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市内の空家等の状況を把握し、市民等（市民及び市内に存する建築物の所有者等並びに地域団体及び事業者をいう。以下同じ。）からの空家等に関する相談に応じるとともに、空家等の適切な管理等に関する情報を提供するなど市民等に対して必要な支援を行うものとし、併せて周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等について、危険箇所等を是正するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の協力)

第5条 市民等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等の増加を未然に防ぐため、市内の空家等に関する情報を市に提供するなど、市が実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第6条 市長は、法第6条第1項の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。

(空家等の適切な管理に関する助言又は指導)

第7条 市長は、適切な管理が行われず放置されたことにより周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある空家等の所有者等に対し、当該空家等の除却

、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行うものとする。

(緊急的な危険回避の措置)

第8条 市長は、空家等が適切な管理が行われず放置されたことにより、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため、当該空家等の状況に応じて、緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

(特定空家等の所有者等に対する措置に係る諮問)

第9条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行を行おうとするときは、あらかじめ、第11条第1項に規定する審査会に諮問しなければならない。

(特定空家等に対する勧告に係る標識の設置)

第10条 市長は、特定空家等について法第14条第2項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告の内容その他市長が必要と認める事項を記載した標識を当該特定空家等に設置するものとする。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(北九州市特定空家等対策審査会)

第11条 市に、北九州市特定空家等対策審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、法第14条に規定する特定空家等の所有者等に対する措置の実施について調査審議するものとする。

第12条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

第13条 委員は、法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第14条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第 15 条 第 11 条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営
に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条から第 15 条までの規
定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第37号

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立病院等の使用料等に関する条例（昭和39年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 その他の表中

非紹介患者初診加算料（他の医療機関等からの文書による紹介によらず初診を受けた者（別に管理者が定める者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）	1回	1,500円以下の範囲内で別に管理者が定める額	を
医療センターにおける非紹介患者初診加算料（他の病院又は診療所からの文書による紹介によらず初診を受けた者（別に管理者が定める者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。以下同じ。）	1回	医師による初診の場合 5,000円 歯科医師による初診の場合 3,000円	
八幡病院における非紹介患者初診加算料	1回	1,500円	に
医療センターにおける再診患者加算料（他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、再診を受けた者（別に管理者が定める者を除く。）の当該再診に係る加算料をいう。）	1回	医師による再診の場合 2,500円 歯科医師による再診の場合 1,500円	に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた診療に係る使用料については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第38号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「4円88銭」を「5円2銭」に、「36万5,000円」を「37万5,500円」に改める。

第11条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改め、同条第2号中「25万5,240円と26円73銭」を「26万2,530円と27円50銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙については、なお従前の例による。